

原議保存期間	30年（令和33年3月31日まで）
有効期間	一種（令和33年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
各 附 屬 機 関 の 長

警 察 庁 丙 交 企 発 第 9 6 号
令 和 2 年 1 2 月 1 日
警 察 庁 交 通 局 長

「駆動補助機付自転車の型式認定基準」の一部改正について

駆動補助機付自転車の型式認定基準については、「原動機を用いる歩行補助車等及び駆動補助機付自転車の型式認定制度の運用等について」（平成7年11月16日付け警察庁丙交企発第114号）により運用しているところであるが、本日、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第70号）が施行され、駆動補助機付自転車のうち、四輪の自転車であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものに係る規定が設けられたことに伴い、同通達別添3「駆動補助機付自転車の型式認定基準」を別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「「駆動補助機付自転車の型式認定基準」の一部改正について」（平成29年10月30日付け警察庁丙交企発第144号）は廃止する。

別添

駆動補助機付自転車の型式認定基準

構造及び性能の基準	試験の方法
<p>1 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 電動機であること。</p> <p>ロ 24キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める数値以下であること。</p> <p>(1) 10キロメートル毎時未満の速度</p> <p>2 (三輪又は四輪の自転車であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあっては、3)</p> <p>※ 駆動補助機付三輪自転車又は駆動補助機付四輪自転車であって、牽引されるための装置を有するリ</p>	<p>1 原動機の基準</p> <p>イ 電動機以外の原動機を備えていないことを確認する。</p> <p>ロ、ハ 駆動補助力の比率</p> <p>(ア) 検査条件</p> <p>検査を行う車両、電源及び計測機の条件は、次のとおりとする。</p> <p>a 車両の準備及び整備</p> <p>車両について、定められた整備基準に基づき、検査開始前に本来の用い方によって運転することが可能な状態に整備しておく。</p> <p>タイヤ空気圧は、タイヤ側面及び取扱説明書等に記載されている最大空気圧（標準空気圧やメーカー推奨値が記載されている場合は、当該標準空気圧やメーカー推奨値）とする。</p> <p>b 電源</p> <p>バッテリーは、検査前に満充電状態にしておく。</p> <p>c 計測機（シャーシダイナモーメータ）</p> <p>シャーシダイナモーメータは、精度を確認したもので、シャーシダイナモーメータの製造業者の定める取扱要領に基づいて点検、整備及び校正されたものを用いる。</p> <p>検査に先立ち 15 km/h で 30 分以上の暖機運転を行っておき、検査開始前に安定した運転が可能な状態にしておく。</p> <p>シャーシダイナモーメータ内部の摩擦抵抗等で生じる損失については、検査前に惰行試験又はモータ駆動の方法で計測し、車両の駆動出力を補正するものとする。補正の量は、求める量の 5 % 以内とする。</p> <p>d タイヤ押し圧の設定</p> <p>タイヤに適正な押し圧を加えるために、サドルの代わりに 50 kg のおもりを乗せ、その質量がタイヤの押し圧と</p>

ヤカー（以下「被牽引装置付リヤカー」という。）を牽引するためのもの（以下「特定駆動補助機付三輪自転車等」という。）の原動機は、被牽引装置付リヤカーを牽引していない場合の駆動補助力の比率が2以下となるものであり、この駆動補助力の比率の切り替えについては、被牽引装置付リヤカーを牽引するときに切り替わるものであること（当該リヤカーを牽引していない場合に、駆動補助力の比率を2を超えるものに引き上げることができないものであること。）。

(2) 10キロメートル毎時以上24キロメートル毎時未満の速度走行速度をキロメートル毎時で表した数値から10を減じて得た数値を7で除したものと2から減じた数値

（三輪又は四輪の自転車であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させ

してシャーシダイナモーメータのローラー上に加わるように車両及び車両支持治具を設置する。

e 変速装置

変速装置を有する車両については、駆動補助力の比率の範囲が最大となる変速位置において検査する。

f 検査に係る負荷の設定

(エ) 検査負荷設定に示す設定条件-1及び設定条件-2の走行速度及び車輪駆動力の目標値にそれぞれ負荷を設定する。

車輪駆動力は、シャーシダイナモーメータの損失を含めた値が各設定条件で定められた値となるようにする。

(イ) 検査方式及び計算式

a 検査事項、検査要領及び検査単位

(a) クランク軸入力回転速度：N

- ・クランク軸駆動装置の回転速度を使用する。
- ・単位はm i n⁻¹で表す。

(b) 入力トルク：T

- ・クランク軸駆動装置の軸トルクを使用する。
- ・単位はN・mで表す。

(c) 走行速度：V

- ・シャーシダイナモーメータの回転数検出器の出力から求めた走行速度を使用する。
- ・単位はk m/hで表す。

(d) 車輪駆動力：F

- ・シャーシダイナモーメータのトルク検出器の出力から求めた駆動力を使用する。
- ・シャーシダイナモーメータの損失を含めた値とする。
- ・単位はNで表す。

b 計算式

この検査における一般計算式は、次のとおりとする。

(a) クランク軸回転出力：P 1

$$P_1 = 0.105 \times N \times T$$

P 1 : クランク軸回転出力 W

N : 入力回転速度 m i n⁻¹

T : 入力トルク N・m

単位はWで表す。

(b) 車両の駆動出力：P 2

$$P_2 = 0.278 \times V \times F$$

P 2 : 車両の駆動出力 W

こととなる場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から 10 を減じて得た数値を 3 分の 1/4 で除したもの(3 から減じた数値)

ハ 24 キロメートル毎時以上の速度で自転車を走行させることとなる場合において、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。

V : 走行速度 km/h

F : 車輪駆動力 N

単位は W で表す。

(c) 駆動補助力の比率 : α

$$\alpha = (P_2 - P_1) / P_1$$

α : 駆動補助力の比率

P1 : クランク軸回転出力 W

P2 : 車両の駆動出力 W

小数第 2 位(小数第 3 位四捨五入)までを表す。

(ウ) 駆動補助力の比率検査装置

人がペダルを漕ぐ代わりに駆動用モータ並びにトルク及び回転数検出器とで構成されるクランク軸駆動装置を用い、クランク軸を回転させ、その入力回転速度及び入力トルクを計測する。

一方、駆動輪をシャーシダイナモーティアのローラに接地させ、シャーシダイナモーティアのトルク及び回転数検出器で車両の走行速度及び車輪駆動力を計測する。

なお、モータ駆動輪が前輪の場合等の車両を計測する場合は、計測状況が、モータ駆動輪が後輪の場合と同じになるよう駆動輪をローラに接地させる。

(エ) 検査負荷設定

検査を行う負荷設定は、次のとおりとする。

a 設定条件-1

緩やかな登り勾配の走路を走行する際の負荷状態。

設定番号	目標走行速度	目標車輪駆動力
1	5 km/h	30 N
2	10 km/h	33 N
3	V1 km/h	F1 N
4	V2 km/h	F2 N
5	24 km/h	52 N
6	28 km/h	61 N

測定番号 3 及び 4 の点において、検査時に 11 km/h から 23 km/h の間で任意に指定された V1 及び V2 に対する F1 及び F2 は、次表のとおりとする。

目標走行速度	目標車輪駆動力
11 km/h	34 N
12 km/h	35 N
13 km/h	36 N
14 km/h	37 N

15 km/h	38 N
16 km/h	40 N
17 km/h	41 N
18 km/h	42 N
19 km/h	44 N
20 km/h	45 N
21 km/h	47 N
22 km/h	49 N
23 km/h	50 N

b 設定条件-2

急な登り勾配の走路を走行する際の負荷状態。

測定番号	目標走行速度	目標車輪駆動力
7	5 km/h	55 N
8	10 km/h	58 N
9	V3 km/h	F3 N
10	V4 km/h	F4 N
11	24 km/h	77 N
12	28 km/h	85 N

測定番号9及び10の点において、検査時に11 km/hから23 km/hの間で任意に指定されたV3及びV4に対するF3及びF4は、次表のとおりとする。

目標走行速度	目標車輪駆動力
11 km/h	59 N
12 km/h	60 N
13 km/h	61 N
14 km/h	62 N
15 km/h	63 N
16 km/h	64 N
17 km/h	65 N
18 km/h	67 N
19 km/h	68 N
20 km/h	70 N
21 km/h	72 N
22 km/h	73 N
23 km/h	75 N

(オ) 検査手順

この検査は次の手順で行う。

- a シャーシダイナモータ内部の摩擦抵抗等の損失の計測を行う。

- b バッテリーを装着した車両をシャーシダイナモータ台上に載せ、車両のクランク軸をクランク軸駆動装置と接続する。
- c 検査車両の駆動補助装置の電源スイッチを入れ、駆動補助力の比率が最大となる走行モードに設定する。
- d クランク軸駆動装置及び動力負荷吸収装置を起動し、走行速度及び車輪駆動力をそれぞれ目標値付近で安定させる。
- e 各測定事項を、付表1の駆動補助機付自転車に係る駆動補助力の比率検査成績表に記録する。

記録の際の車輪駆動力は目標値の±5%以内、走行速度は目標走行速度が10km/h未満の場合は目標値の±5%以内、10km/h以上の場合は目標走行速度±0.5km/h以内とする。

- f 特定駆動補助機付三輪自転車等にあっては、被牽引装置付リヤカーを牽引している場合と牽引していない場合のそれぞれについて、前記aからdまでの検査を行うものとする。

被牽引装置付リヤカーを牽引している場合における各測定事項を、付表2の特定駆動補助機付三輪自転車等（被牽引装置付リヤカーを牽引している場合）に係る駆動補助力の比率検査成績表に記録する。

被牽引装置付リヤカーを牽引していない場合における各測定事項を、付表1の駆動補助機付自転車に係る駆動補助力の比率検査表に記録する。この際、駆動補助力の比率が2を超える走行モードに設定する操作ができないことを確認した上で、その結果を付表1の下欄に記録する。

いずれの場合においても、記録の際の車輪駆動力及び走行速度については前記eのとおりとする。

ニ イからハまでのい
ずれにも該当する原
動機についてイから
ハまでのいずれかに
該当しないものに改
造することが容易で
ない構造であること。

2 原動機を用いて人

ニ 改造の容易でない構造

- (ア) 電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、電動モータ及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は外部から容易に改造できない構造であること。
- (イ) 市販部品と交換することにより、容易にロ、ハの基準を超えるような改造のできない構造であること。

以上については、書面による確認又は分解検査等により行うものとする。

2 時間応答性の基準

の力を補う機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと。

ア 検査条件

検査を行う車両及び走路の条件は、次のとおりとする。

なお、特定駆動補助機付三輪自転車等にあっては、被牽引装置付リヤカーを牽引している場合と牽引していない場合のそれぞれについて検査を行う。

(ア)車両の準備及び整備

検査開始前に本来の用い方によって運転することが可能な状態に整備しておく。

(イ)乗員等の質量

乗員も含め50kgから80kgの範囲で検査する。

なお、特定駆動補助機付三輪自転車等について、被牽引装置付リヤカーを牽引している場合に係る検査を行う場合は、当該リヤカー及び取扱説明書等に記載されている最大積載重量のおもり等を当該リヤカーに積載した状態で検査するものとする。

(ウ)走路

平坦路及び登坂路（勾配は2°から4°）において検査する。

イ 測定方法

この検査における検査事項及び検査要領は、次のとおりとする。

(ア)検査事項

a 運転操作

一般の自転車と同様な運転操作であることを確認する。

b ペダリング感覚

一般の自転車と同様なペダリング感覚であることを確認する。

(イ)検査要領

発進、加速、定常、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行し、各運転態様のつながり、時間応答性の速やかさ、短時間でも自走しないこと及び制動装置により安全かつ確実に停止できることを確認する。

ウ 検査手順

次の手順で運転操作及びペダリング感覚の検査を行う。

(ア)停止した状態からの発進。

(イ)10km/hの速度未満の走行。

(ウ)10km/h以上24km/h未満の速度の走行。

(エ)24km/h以上の速度の走行。

3 乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度が 10 キロメートル毎時のとき、制動操作を開始した場所から、3 メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

3 制動の性能の基準

ア 検査条件

検査を行う車両、走路等の条件は、次のとおりとする。

なお、特定駆動補助機付三輪自転車等にあっては、被牽引装置付リヤカーを牽引している場合と牽引していない場合のそれぞれについて検査を行う。

(ア) 走路

無風状態（3 m/s 以下）で乾燥した水平かつ平たんな舗装路面で検査する。

(イ) 乗員の体重

乗員の体重は 60 kg（中型、小型にあっては 45 kg）とする。ただし、乗員の体重が 60 kg 又は 45 kg より重い場合は、1 kgあたり 0.05 m の割合で停止距離を大きく補正してもよい。補正の限度は 1 m までとする。

なお、特定駆動補助機付三輪自転車等について、被牽引装置付リヤカーを牽引している場合に係る検査を行う場合は、当該リヤカー及び取扱説明書等に記載されている最大積載重量のおもり等を当該リヤカーに積載した状態で検査するものとする。

(ウ) タイヤの空気圧

タイヤの空気圧は、表示空気圧による。表示空気圧のない場合は次表の標準空気圧（kPa）による。

タイヤの形状及びタイヤの幅の呼び	標準空気圧
B E 形で幅の呼び 1 3/4 未満のもの、H E 形	250
B E 形で幅の呼び 1 3/4 未満のもの、W O 形	300

イ 測定方法

この検査における検査事項及び検査要領は、次のとおりとする。

(ア) 検査事項

3 回の有効な測定値が、いずれも 3 m 以内の停止距離とする。また、この場合横すべり又は異常音がなく、ハンドルがとられないことを確認する。

なお、制動初速度は 10 km/h の 10 % 以内において次の式により補正して停止距離を算出してもよい。

$$S_c = (V_s / V_m) (V_s / V_m) \cdot S_m$$

(注) S_c = 補正停止距離、 V_s = 所定試験速度、 V_m = 測定試験速度、 S_m = 測定停止距離

(イ) 検査要領

前後それぞれのブレーキに、大型は 100 N、中型は 70

N、小型は55Nの操作力を同時に加える。

(注) 「大型」とは、最高サドル地上高さ（サドルをはめ合せ限界標識の位置まで上げたときのサドル座面中央部の地上面からの高さをいう。）が750mmを超えるもの、「中型」とは、最高サドル地上高さが635mmを超え750mm以下のもの、「小型」とは、最高サドル地上高さが635mm以下のものをいう。